

平成三十年二月二日受領
答弁第二四号

内閣衆質一九六第二四号

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員阿部知子君提出関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出関西電力電気料金値下げについての政府広報の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

電気料金や発電コストについては、従前どおり様々な形で情報提供を行っていく。

二について

御指摘の特集記事における記述については、平成二十九年七月六日の関西電力株式会社の特小売供給約款変更届出による電気料金の値下げが、「関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」

(平成二十七年五月十五日経済産業省策定)にある「一基再稼働することに値下げを行うべき」との方針に沿ったものであることを踏まえたものである。

三について

お尋ねの「冷房需要が高まる夏季は、電力が最も必要とされる季節です。」との記述は、夏季は、電力消費量が大きい分、需要家が負担する電気料金も相対的に高くなるところ、電気料金の値下げによる需要家の恩恵も相対的に大きいことを説明するためのものである。

四について

お尋ねの「関西電力の値下げを受けて、二〇一六年四月の電力小売自由化で電力市場に参入した関西の各企業も、八月からの電気料金値下げを相次いで発表しており、消費者や産業界に広くメリットがもたらされることが期待されます。」との記述は、平成二十九年七月六日に関西電力株式会社が電気料金の値下げを発表した後、二週間程度の間複数の事業者の電気料金の値下げ発表が相次いだ事実関係を伝えるためのものであり、「電力の適正取引、公正取引および公正な競争を妨げる」及び「適正かつ公正な取引と公正な競争を歪めている」とは考えていない。